

2. 加工食品 小売り (2) 包装・箱詰め

⑥ラッピング

誤認による表示自体の漏れ

工 程	表示ミス事例	ミスの要点	改 善 例	日常管理のポイント
企画 包材調達 原材料調達 製造・加工 包装・箱詰め 出荷	ラッピングに表示をせずに販売 それぞれ原産地の異なるナチュラルチーズを個包装された商品をまとめてラッピングして販売したが、ラッピングに表示をせずに販売していた。 ※個包装には表示があった。 →食品表示法に基づき、ラッピングした上から、加工食品に必要な一括表示項目を表示すべきだった。	【規格】 制度理解不足 企画段階で販売方法を考慮していなかった 【包装・箱詰め】 体制不備 制度理解不足 ラッピング担当者のパッケージ表示への理解が不十分だった	- 販売形態を列挙し、商品毎に商品規格書を作成 - 部門間の相互理解のためのミーティングを実施 - 食品表示のチェック体制を導入 - 従業員に対し、食品表示制度に関する研修を実施	- 考慮すべき項目を洗い出しましょう。 - 部門間のコミュニケーションをはかりましょう。 - 表示作成の時に 食品表示基準を確認する 体制を作りましょう。 - 従業員のスキルアップをはかりましょう。
コラム：個包装と集合包装に関するルール ✓ 個々の商品に表示を行っていた場合であっても、商品外装パッケージにも別途表示を行う必要があります。 ✓ ただし、透明の袋等を透して個々の商品の表示を認識できる場合であれば、商品外装パッケージにあえて表示を行う必要はありません。 ✓ また、販売方法が詰め合わせの形態に限られ、商品ごとにばら売りされることがない場合は、商品外装パッケージに表示を行っていれば、個々の商品に表示を行う必要はありません。ただし、販売者によって、ばら売りされることが想定されている場合は、想定されている商品全てに表示を行う必要があります。【食品表示基準Q&A：加工-251】				

2. 加工食品 小売り

(2) 包装・箱詰め

⑦ラベル修正ミス

確認体制の脆弱性

工 程	表 示 ミ ス 事 例	ミ ス の 要 点	改 善 例	日常管理のポイント
企画 ↓ 包材調達 ↓ 原材料調達 ↓ 製造・加工 ↓ 包装・箱詰め ↓ 出荷 ↓	原産国・原産地の表示誤り → バルクで仕入れたプロセスチーズを店舗で小分けした商品が多くなるにつれ、商品入れ替え時のラベル修正に手が回らなくなり、チェックがおろそかになり表示ミスが多数発生した。	体制不備 ヒューマンエラー ・多忙時のフォロー体制が無かった ・社内ルールを順守しなかった	・多忙時は、他の従業員でも対応できるように、食品表示に関する教育を行い、対応可能なメンバーを養成 ・ラベル確定後に複数人による相互確認	食品表示違反は会社の信用・信頼を失う契機となる恐れがありますので、組織として対応するようにしましょう。

2. 加工食品 小売り

(2) 包装・箱詰め

⑧ インストア加工

輸入加工品について原材料名・原産国を表示せず

工 程	表示ミス事例	ミスの要点	改 善 例	日常管理のポイント
企画 包材調達 原材料調達 製造・加工 包装・箱詰め 出荷	輸入した加工品について、原材料名・原産国を表示せず 輸入品の塩ゆで枝豆(冷凍)を小売店舗が解凍・小分け・包装の上、販売。 店舗の担当者が、これらの作業を、インストア加工と誤認していたため、原材料名及び原産国名の表示は不要と判断し、プライスラベルに表示しなかった。	制度理解不足 輸入加工品の解凍・小分け・再包装等の作業をインストア加工とし誤認	・インストア加工の判断など、食品表示制度について研修を実施。 ・その上で、食品表示の責任者を設け、表示チェック項目表を用いたチェックや、複数名での確認を行うようにした。	作業がインストア加工なのか現場が判別できるようにしましょう ヒント バックヤードでの作業が、インストア加工か否か。インストア加工でないならば、国内生産の加工品にかかる作業なのか、輸入加工品にかかる作業なのか。それにより表示義務の内容が異なります。 各作業に対応する要件について、現場の作業者が理解しやすい体制を構築し、十分に理解の醸成を図ることが重要です。

コラム：バックヤードでの「加工」＝「インストア加工」ではない

スーパーのバックヤード等での「加工」＝「インストア加工」と誤って理解され、そこで小分けした加工食品は、「食品を製造し又は加工した場所で販売する場合（食品表示基準第5条）」に該当し、原材料名、内容量、原産国名、原料原産地名等の表示は不要と思われるかもしれませんが、

しかし、実際には、**バックヤード等での仕入れ、切断、成形、解凍、小分け、再包装、温め直し等は、食品表示基準上、「インストア加工」とは見なされません**【食品表示基準Q&A：加工-195】。

ですから、仕入れた加工食品をバックヤード等で小分けした場合は、原材料名、原産国名、原料原産地名等を含め当該加工食品として必要となるすべての表示が必要です【食品表示基準Q&A：総則-17】。（輸入品の場合は、原料原産地名ではなく原産国名を表示します。）

2. 加工食品 小売り

(2) 包装・箱詰め

⑨ラベル貼り間違い

他商品の包材・ラベルを使用



食品表示法に基づく自主回収の届出状況

(運用開始(令和3年6月1日)～令和6年9月末時点) ※令和6年10月1日時点の集計値

【①回収理由別の発生原因】

発生要因 回収理由	ラベルの 貼り間違い	ラベルの誤入 力・入力漏れ 印字機 の不具合	使用原材料 の間違い	ラベルの 貼り忘れ	その他	理由の記載 なし	計 (%)
アレルギー 28品目(レーフェニルアラニ ン化合物を含む旨を含む)	1,835	317	200	80	68	321	2,821 (58.6%)
期限表示 (保存方法の重複を含む)	134	1,085		82	59	149	1,509 (31.3%)
保存方法 (温度帯変更を含む)	7	96		4	2	25	134 (2.8%)
個別的義務表示 (別表第19・24関係)	17	23		1	11	6	58 (1.2%)
その他	52	42		135	36	30	295 (6.1%)

消費者庁の資料を加工して使用